

所管事務調査報告

	産業建設常任委員会
	平成 29 年 8 月 25 日
調査事項	地方卸売市場について
調査日時	平成 29 年 7 月 12 日 午前 10 時から 平成 29 年 8 月 10 日 午前 10 時から
調査項目	1 山陽小野田市地方卸売市場卸売業者への市補助金について 2 山陽小野田市地方卸売市場条例との関わり
調査によって明らかになった事項	<p>1 市からの補助金は適正に運用されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小野田中央青果株式会社は以前から経営悪化が顕著であり、平成 24 年に小野田中央青果株式会社経営再建プロジェクトが設置され、経営改善計画・提言もあって、累積債務 2,400 万円のうち持ち株分を勘案し、1,400 万円について平成 26 年から 3 か年で 1,100 万円の運営補助金を支出した。残り 300 万円については自助努力を求めた。 ・ 運営補助金は小野田中央青果株式会社に対して支出したものであるが、平成 27 年 3 月 12 日の委員会において、小野田中央青果株式会社及び株式会社小野田青果販売の負債を一緒に説明するなど支出先が分かりにくくなるような説明をしていた。 ・ 小野田中央青果株式会社の累積債務の状況は補助金により、平成 28 年度末は 1,350 万円に減少した。 <p>2 小野田中央青果株式会社及び株式会社小野田青果販売の関係が市場条例第 39 条（自己の計算による卸売の禁止）及び第 40 条（卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止）に抵触しないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年 10 月に小野田中央青果株式会社が子会社と

	<p>して株式会社小野田青果販売を設立し、市場機能の強化、活性化に向けて青果物の加工及び販売などに関連する事業を行い、小野田中央青果株式会社の経営改善を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小野田中央青果株式会社と株式会社小野田青果販売の代表者は同一人物である。株式会社小野田青果販売には社員がおらず、小野田中央青果株式会社から従業員を委託して加工や販売業務等を行っている。 ・ 当時、小野田中央青果株式会社が生き残る道はそれしかなく、条例違反うんぬんの会議録は確認していない。また、指摘を受け青果販売について、買受人に聞き取り調査した結果、多くの方が「実害はない」「支障はない」との回答を得ており、買受けを不当に制限しているものではなく、条例違反には当たらないと判断している。ただし、今後も継続した調査を行う。
<p>今後の委員会の対応又は結論</p>	<p>6月議会本会議において問題提起された地方卸売市場について調査した。補助金の運用はもとより、市場条例にも言及し、ほかにも新たな疑問点が指摘され、調査継続中である。したがって、今回は中間報告としたい。今後も現地視察、関係者の意見聴取などさらなる調査の必要性を確認した。</p>